

北海道告示第10806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年6月8日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
苫小牧市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
苫小牧圏都市計画下水道事業 苫小牧公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和27年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
昭和33年建設省告示第501号、昭和37年建設省告示第1401号、昭和40年建設省告示第2571号、昭和41年建設省告示第2922号、昭和44年建設省告示第999号、昭和45年北海道告示第1191号、昭和47年北海道告示第2131号、昭和49年北海道告示第2845号、昭和52年北海道告示第1701号、昭和55年北海道告示第2548号、昭和58年北海道告示第1286号、昭和62年北海道告示第1106号、平成2年北海道告示第942号、平成3年北海道告示第207号、平成4年北海道告示第1758号、平成8年北海道告示第834号、平成9年北海道告示第1167号、平成15年北海道告示第469号、平成16年北海道告示第10052号、平成18年北海道告示第10460号、平成20年北海道告示第10517号、平成25年北海道告示第10265号、平成26年北海道告示第10278号、平成29年北海道告示第10254号、令和2年北海道告示第10304号の事業地のうち、錦岡、もえぎ町2丁目、はまなす町1丁目、はまなす町2丁目、糸井、北光町1丁目、港町1丁目、元中野町1丁目、元中野町4丁目、汐見町1丁目、沼ノ端および植苗地内において事業地を変更する。